

工事材料仕様書・下水道用簡易集水ますブロック標準仕様書

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、下水道用として使用する簡易集水ますブロック（以下「簡易ブロック」という）について規定する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、別に定める。

2. 種類

簡易ブロックは、次の4種類とする。

A型ブロック B型ブロック C型ブロック 簡易集水ます蓋

3. 形状、寸法及び寸法許容差

簡易ブロックの形状及び寸法は図－4～図－9に示すものを原則とする。寸法許容差は図に明記してあるもの以外は±2mm以内とする。

4. 材料及び製品重量

- (1) 材料は、熱可塑性樹脂と無機物を加熱成形した複合材とし有害物を含まないものとする。
- (2) 簡易ブロックの製品重量は、次の表を標準とする。

種類	体積 (cm ³)	材料の比重	重量 (kg)
A型ブロック	2,030	1.43	2.9
B型ブロック	1,290	1.43	1.8
C型ブロック	3,680	1.43	5.2
簡易集水ます蓋	1,870	1.43	2.6

5. 製造

簡易ブロックの製造は、強度及び寸法精度を維持し、品質が安定できる工程により行わなければならない。

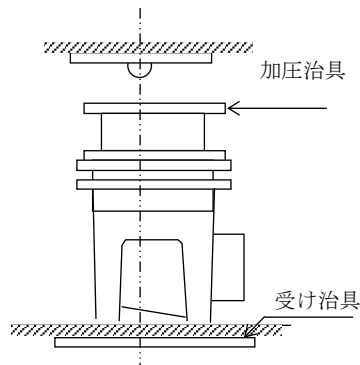
6. 品質

簡易ブロックは有害な傷がなく、露出する面がなめらかでありその質が密でなければならない。

7. 強度試験

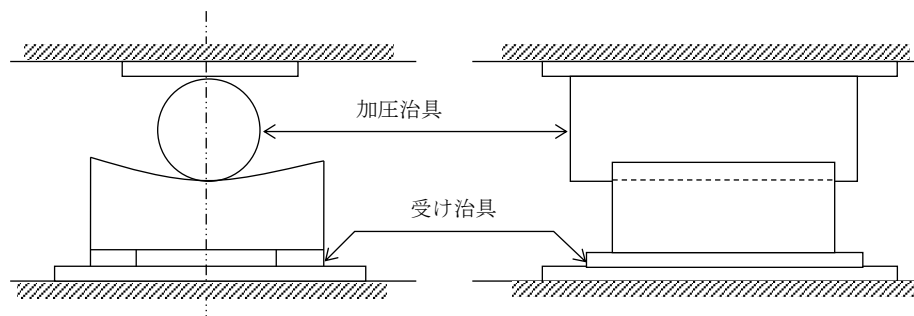
- (1) A型、B型、C型の各ブロックの強度試験は、供試体を図－1に示す方法により圧縮荷重を加え、1,500kg以上でなければならない。
- (2) 簡易集水柵蓋の強度試験は、供試体を図－2に示す方法により、曲げ荷重を加え、

500kg 以上でなければならない。



供 試 体	使 用 治 具	
	加圧治具	受け治具
A 型 B 型 C 型 各ブロック	340×380×18 鋼材 (m/ m)	340×340×18 鋼材 (m/ m)
簡易集水桝蓋	90φ×340 鋼材 (m/ m)	340×25×18 鋼材 (m/ m)

図－ 1



図－ 2

8. 表 示

簡易ブロックには、種類及び製造業者名又はその略号を明記しなければならない。

9. 検 査

- (1) 検査は、形状、寸法及び外観について行い、さらに強度試験を行うものとする。
- (2) 形状、寸法及び外観の検査は、全数について行い、第 3 項および第 6 項の規定に適合すれば合格とする。
- (3) 本項第 2 号の検査について、本市の承認があれば形状及び寸法の検査は、検査対象簡易ブロックから種類を異にするごとに任意に代表する 1 個の供試簡易ブロックを抜きとり、その簡易ブロックが合格すれば、その供試簡易ブロックが代表する検査対象簡易ブロック全部を合格とする。
- (4) 強度試験は、検査対象簡易ブロックから任意に代表する 3 個の供試簡易ブロックを抜きとりて行い、第 7 項の規定に適合すれば合格とする。
- (5) 本項第 4 号の検査に合格しないときは、再検査を行うことができる。
- (6) 本項第 4 号の検査について本市の承認があればこれを省略することができる。

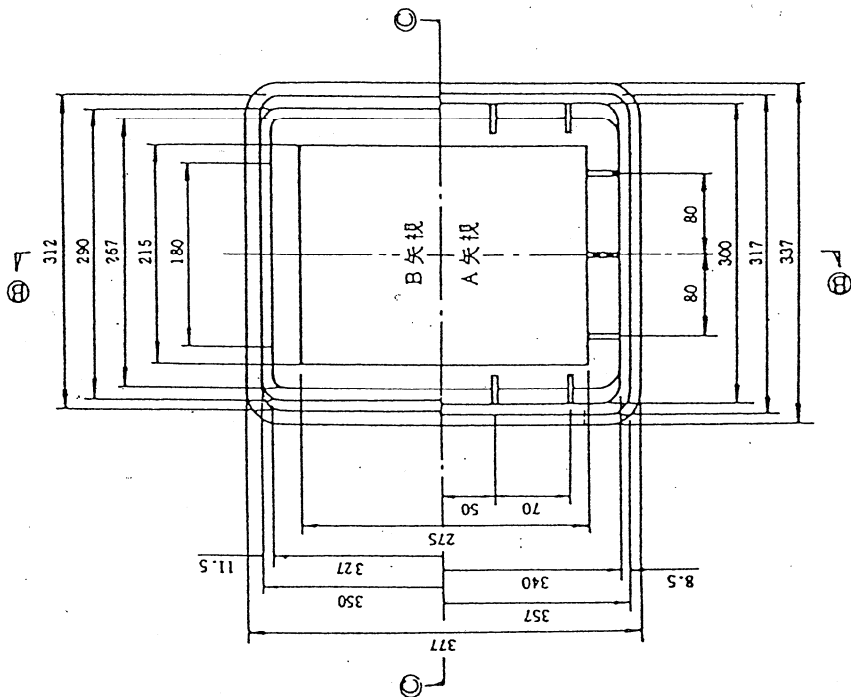


図-4 A型ブロック

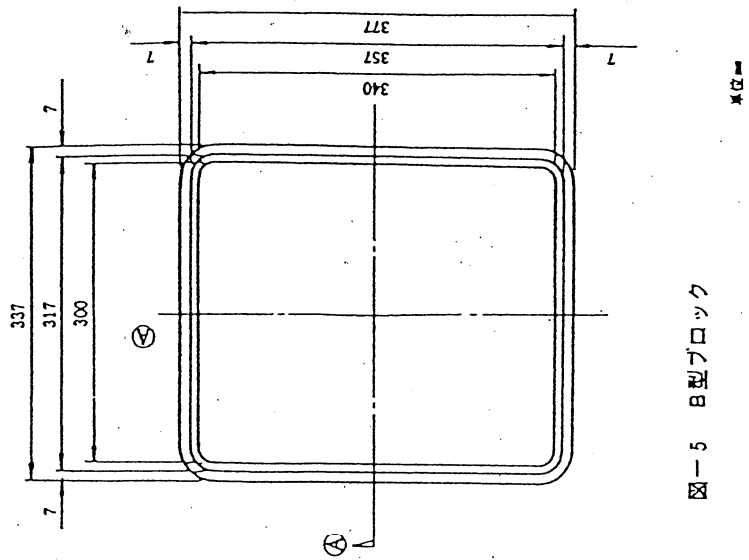
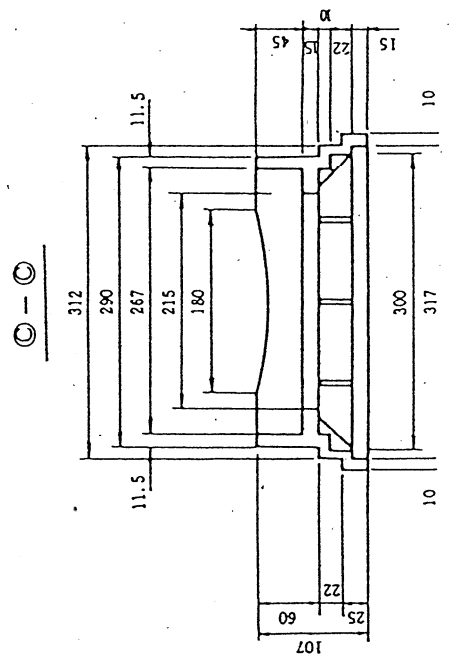
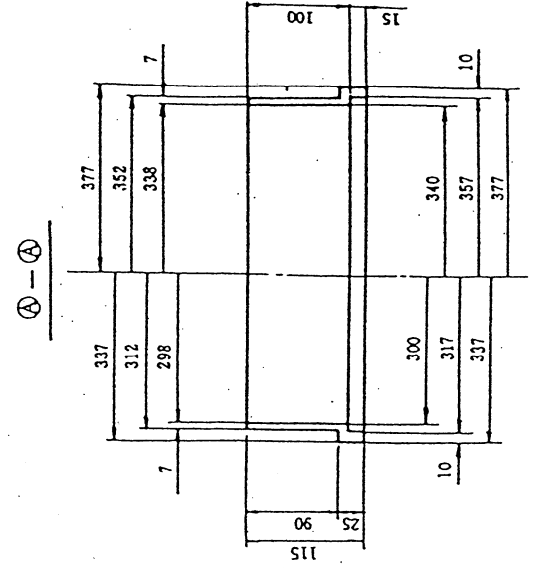


図-5 B型ブロック



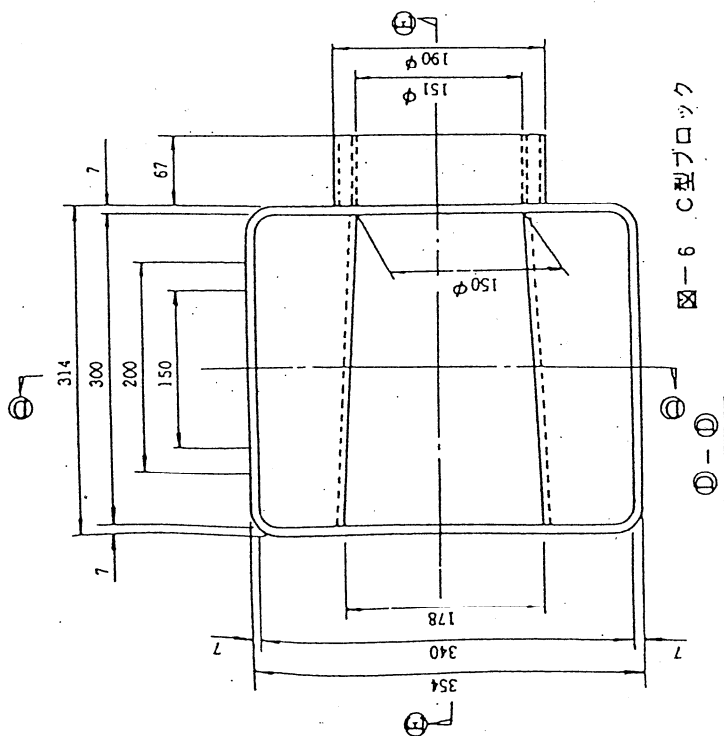


図-6 C型ブロック

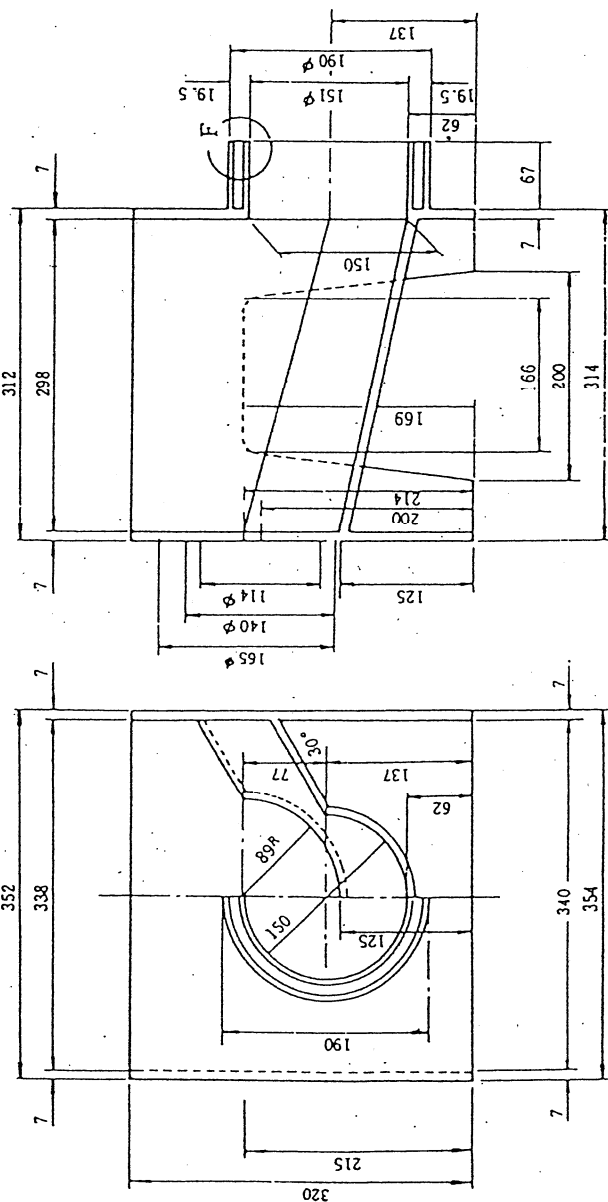


図-7 簡易集水装置

